

令和 7年 6月 6日

姫路市長 清 元 秀 泰

統合型校務支援システムの導入業務委託に係る公募型プロポーザルの
実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

統合型校務支援システムの導入及び運用保守業務委託

(2) 業務の概要

本市の市立学校の教職員及び教育委員会事務局の職員が利用する統合型校務支援システムの更新及び運用保守について、受託する事業者を求めるもの。

(3) 履行場所

姫路市立総合教育センターほか

(4) 業務期間

ア 統合型校務支援システム導入業務

契約を締結した日から令和8年2月28日まで

イ 統合型校務支援システム運用保守業務

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（長期継続契約）

※ 地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17及び姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第3号に基づく60ヵ月の長期継続契約を想定している。

(5) 提案上限金額

ア 統合型校務支援システム導入業務

136,363千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 統合型校務支援システム運用保守業務

月額2,727千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ イの提案上限金額については、年度ごとの予算額を保障するものではない。

なお、令和8年度以後において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができることとする。この変更又は解除により契約相手方に損害があるときは、契約相手方は、その損害の賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、姫路市と契約相手方との協議の上定めるものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、統合型校務支援システム導入に係る業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

統合型校務支援システム導入に係る業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031001.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課

〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地

電話：079-224-5841